

別表第1 プラグインハイブリッド自動車に適用される基準(第3条関係)

(平28告示520(平30告示1713)・全改、令4告示237・一部改正)

自動車の種別	排出ガス性能に係る基準
乗用車、軽乗用車、 軽量車及び中量車	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。
重量車	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。

別表第2 その他の自動車に適用される基準(第3条関係)

(平28告示520(平30告示1713・令4告示238)・追加、令4告示237・令7告示989・一部改正)

自動車の種別		排出ガス性能及び燃費性能に係る基準		公募対象自動車
		排出ガス性能	燃費性能	
乗用車及び軽乗用車	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。	令和2年度燃費基準20%向上以上達成車であること。	
	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子状物質の排出量が0.005g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。	令和2年度燃費基準20%向上以上達成車であること。	
		【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子状物質の排出量が0.005g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g/km以下であること。		

	その他燃料を燃料とするもの	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子状物質の排出量が0.005g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子状物質の排出量が0.005g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g/km以下であること。	令和2年度燃費基準20%向上以上達成車の有する燃費性能と同等な燃費性能として知事が別に定めるものを有すること。	○
軽量車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準25%向上以上達成車であること。	
	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子状物質の排出量が0.005g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g/km以下、粒子	平成27年度燃費基準25%向上以上達成車であること。	

		状物質の排出量が0.005g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g／km以下であること。		
	液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g／km以下、粒子状物質の排出量が0.005g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g／km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.013g／km以下、粒子状物質の排出量が0.005g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g／km以下であること。	平成27年度燃費基準25%向上以上達成車の有する燃費性能と同等な燃費性能として知事が別に定めるものを有すること。	○
中量車	ガソリンを燃料とするもの	平成17年基準排出ガス75%以上低減車又は平成30年基準排出ガス75%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。	
		平成17年基準排出ガス50%以上低減車又は平成30年基準排出ガス50%以上低減車であること。	平成27年度燃費基準15%向上以上達成車であること。	
	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.018g／km以下、粒子	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。	

	状物質の排出量が0.007g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g／km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.018g／km以下、粒子状物質の排出量が0.007g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.038g／km以下であること。		
	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.035g／km以下、粒子状物質の排出量が0.007g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g／km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.035g／km以下、粒子状物質の排出量が0.007g／km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.075g／km以下であること。	平成27年度燃費基準15%向上以上達成車であること。	
液化石油ガス又はその他燃料を燃	【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車の有する燃費性能と同等な燃	○

	料とするもの	0.018g/km以下、粒子状物質の排出量が0.007g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.013g/km以下であること。	費性能として知事が別に定めるものを有すること。	
		【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.018g/km以下、粒子状物質の排出量が0.007g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.038g/km以下であること。		
		【測定方法：JC08モード法】 窒素酸化物の排出量が0.035g/km以下、粒子状物質の排出量が0.007g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.025g/km以下であること。 【測定方法：WLTCモード法】 窒素酸化物の排出量が0.035g/km以下、粒子状物質の排出量が0.007g/km以下及び非メタン炭化水素の排出量が0.075g/km以下であること。	平成27年度燃費基準15%向上以上達成車の有する燃費性能と同等な燃費性能として知事が別に定めるものを有すること。	○
重量車(車	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JE05モード法】	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車又は	

両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものに限る。)		窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。	令和7年度燃費基準95%以上達成車であること (令和7年度燃費基準95%以上達成車については、型式の二桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。)	
		【測定方法：WHDCモード法】 平成28年規制に適合した自動車(窒素酸化物の排出量が0.4g/kWh以下、粒子状物質の排出量が0.010g/kWh以下、非メタン炭化水素の排出量が0.17g/kWh以下及び一酸化炭素の排出量が2.22g/kWh以下)であること。		
	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車の有する燃費性能と同等な燃費性能として知事が別に定めるものを有すること。	○
重量車(車両総重量が7.5トン超のものに限る。)	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JE05モード法】 窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。	平成27年度燃費基準5%向上以上達成車又は令和7年度燃費基準90%以上達成車であること(令和7年度燃費基準90%以上達成車については、型式の二桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。)	
		【測定方法：WHDCモード法】 平成28年規制に適合した自動車(窒素酸化物の排出量が0.4g/kWh以下、		

		粒子状物質の排出量が 0.010g／kWh以下、非 メタン炭化水素の排出量 が0.17g／kWh以下及び 一酸化炭素の排出量が 2.22g／kWh以下)である こと。		
	ガソリン、 液化石油ガ ス又はその 他燃料を燃 料とするも の	窒素酸化物の排出量が 0.63g／kWh以下及び粒 子状物質の排出量が 0.007g／kWh以下であ ること。	平成27年度燃費基準5% 向上以上達成車の有する 燃費性能と同等な燃費性 能として知事が別に定め るものを有すること。	○